

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 24 年 9 月 7 日

株 主 各 位

長野県長野市県町 4 5 1 番地
株 式 会 社 電 算
代表取締役社長 轟 一太

平成 24 年 7 月 13 日開催の当社取締役会において、平成 24 年 10 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 24 年 9 月 30 日（日曜日）[ただし、当日は株主名簿管理人休業日のため、実質上は平成 24 年 9 月 28 日（金曜日）]と定めましたので、公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 24 年 10 月 1 日付をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を 10,000,000 株から 20,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

お知らせならびにご注意

1. 株式の分割によるご所有株式に関するご案内は、平成 24 年 10 月下旬にお届出ご住所にお送りいたします。
2. 平成 24 年 10 月 1 日付で、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改印等の届出について未済の方は、至急手続きをお済ませください。
4. 特別口座の株主様については、下記お問い合わせ先へお願いいたします。

(特別口座の株主様のお問い合わせ先)

〒137-8081

東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-232-711